

地方独立行政法人北海道立総合研究機構の中期目標期間評価実施要領

北海道地方独立行政法人評価委員会
平成27年3月18日決定

北海道地方独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下、「法人」という。）における中期目標期間の業務の実績について、北海道地方独立行政法人評価基本方針に基づき、この実施要領で定めるところにより評価を行う。

1 中期目標期間評価の方針

- (1) 法人の中期計画の実施状況等の調査・分析を通じて中期目標の達成状況を評価する。
- (2) 法人運営について、法人の自主的・積極的な取組を評価する。
- (3) 評価を通じて、法人の業務運営等の質的向上に資する。
- (4) 評価を通じて、法人の業務運営状況をわかりやすく道民に示す。
- (5) 試験研究に関しては、その特性に配慮する。

2 中期目標期間評価の方法

中期目標期間評価は、法人が行う「自己点検・評価」を踏まえ、評価委員会が行う「項目別評価」と「全体評価」を行うことにより実施する。

なお、評価の視点は別に定める。

(1) 法人が行う自己点検・評価

法人は、中期目標及び中期計画の項目ごとに業務の実施状況について、「自己点検・評価」を行い、業務実績報告書を作成する。

業務実績報告書は、「項目別実績」及び「総括実績」から構成する。

業務実績報告書の様式は、別に定める。

① 項目別実績

ア 項目別実績には、中期計画の項目ごとに業務の実施状況を記載するとともに、次の基準により「自己点検・評価」の結果を記載する。

<自己点検・評価基準>

評価基準	判断の目安	
	取組の項目に関する事項 (右欄の項目以外の項目)	数値目標に関する事項
s 中期計画を上回って実施している	中期計画を上回って実施しており、特に優れた成果が認められたとき	達成度が90%以上(s, aの評価は取組状況等を勘案の上、判断する。)
a 中期計画を十分に実施している	中期計画どおり実施しており、所期の成果等を得たとき	
b 中期計画を十分に実施していない	中期計画を実施しているが、所期の成果等が得られなかったとき	達成度が90%未満(b, cの評価は取組状況等を勘案の上、判断する。)
c 中期計画を実施していない	中期計画を実施していないとき	

イ 中期計画の「自己点検・評価」の結果を踏まえ、別表に記載する中期目標の項目（法人点検項目）ごとに業務の実施状況を記載するとともに、次の基準により「自己点検・評価」の結果を記載する。

<中期目標の自己点検・評価基準>

評価基準	判断の目安
4 中期目標を上回って実施している	中期目標を上回って実施しており、特に優れた成果が認められたとき
3 中期目標を十分に実施している	中期目標どおり実施しており、所期の成果等を得たとき
2 中期目標を十分には実施していない	中期目標どおり実施しているが、所期の成果等が得られなかったとき
1 中期目標を実施していない	中期目標を実施していないとき

② 総括実績

総括実績には、項目別評価を踏まえ、中期目標期間における業務全体の実施状況及び特記事項について記述式により記載する。

(2) 評価委員会が行う評価

① 項目別評価

評価委員会は、法人が行う「自己点検・評価」の結果を踏まえ、別表に記載する中期目標（法人点検項目）及び中期計画の項目ごとに、業務の実施状況を確認する。

評価に当たっては、法人からのヒアリングを行うとともに、「自己点検・評価」の妥当性を検証し、総合的に判断の上、次の基準により、別表に記載する中期目標の項目（評価委員会評価項目）ごとに評価を行う。

また、特筆すべき点や改善を要する点には、コメントを付す。

<中期目標の評価基準>

評価基準	判断の目安
v 中期目標の達成状況が非常に優れている	評価委員会が特に認める場合
iv 中期目標の達成状況が良好である	中期目標の自己点検評価が全て3以上の場合
iii 中期目標の達成状況が概ね良好である	中期目標の自己点検評価の3以上の割合が概ね9割以上の場合
ii 中期目標の達成状況が不十分である	中期目標の自己点検評価の3以上の割合が概ね9割未満の場合
i 中期目標が達成されておらず、重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

※ 評価に当たっては、上記3以上の割合により判断することに加え、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項を勘案するとともに、法人を取り巻く諸事情等についても考慮の上、総合的に判断する。

② 全体評価

全体評価については、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標期間における法人の業務実績と、中期目標期間終了時における中期目標の達成状況について、総合的な評価を記述式により行う。

3 主なスケジュール

- 6月 業務実績報告書を受理
- 7月 法人へのヒアリング
- 8月 評価結果案の作成
評価結果の決定
- 9月 評価結果を法人に通知

4 その他

この評価実施要領は、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

別表

中期目標期間評価における法人の「自己点検・評価」及び評価委員会の評価項目

中 期 目 標					中期計画
大項目	評価委員会評価項目	中項目	法人点検項目	小項目	項目数
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	○	1 研究の戦略的な展開及び成果の普及	○	(1) 研究ニーズへの対応	1
			○	(2) 研究の重点化及び推進方向	5
			○	(3) 研究評価の有効活用	7
			○	(4) 研究成果の利活用の促進	2
	○	2 総合的な技術支援及び社会への貢献	○	(1) 技術相談及び技術指導の実施	5
			○	(2) 依頼試験等の実施及び設備等の提供	8
			○	(3) 知的財産の有効活用	4
			○	(4) 担い手の育成及び社会への貢献	3
			○	(5) 災害時等の緊急対応	2
	○	3 連携の推進	○	(1) 外部機関との連携	3
			○	(2) 行政機関との連携	2
			○	(3) 人材の交流及び育成	2
○	4 広報機能の強化	○		3	
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	○	1 組織運営及び組織体制の改善	○	(1) 組織運営の改善	2
			○	(2) 組織体制の改善	1
		2 業務の適切な見直し	○	(1) 事務処理の改善	1
			○	(2) 道民意見の把握及び業務運営の改善	1
		3 人事の改善	○	(1) 柔軟な人事制度の導入	1
			○	(2) 人材の確保及び育成	2
○	(3) 人事評価制度の導入		1		
第4 財務内容の改善に関する事項	○	1 財務の基本的事項	○		2
		2 外部資金その他自己収入の確保	○		3
		3 経費の効率的な執行	○		2
		4 資産の管理	○		1
第5 その他業務運営に関する重要事項	○	1 施設及び設備の整備及び活用	○		2
		2 法令の遵守	○		6
		3 安全管理			
		4 情報セキュリティ管理			
		5 情報の共有化の推進			
		6 情報公開			
		7 環境に配慮した業務運営			

7 項 目

26 項 目